

和泉市健康づくり推進市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 市民一人ひとりが健康でいきいきと安心した生活を送れるまちづくりを実現させることを目標に、少子・高齢化社会に対応する総合的・計画的整備を図るため、和泉市健康づくり推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 市民会議は第1条の目的を達成するために連絡調整、意見交換を行う。

(組織)

第3条 市民会議は20人以内で組織し、次の各号に掲げる者を市長が委嘱する。

(1) 関係団体を代表する者

(2) 公募による市民

(3) その他市長が必要と認める者

2 市民会議における課題等を共有し、関係部課等の連携を図り、健康づくりの推進に資するため、健康都市いずみ21計画庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置することができる。

3 庁内連絡会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、健康都市いずみ21計画の計画期間にあわせるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

委員長 1人

副委員長 2人

(役員の任務)

第6条 委員長は市民会議を代表し会務を処理する。

2 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第7条 市民会議の会議は委員長が必要に応じて招集する。

2 市民会議の会議は委員長が議長となり議決は出席者の過半数をもって決定するものとする。

3 委員長は必要があると認めるときは委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員長は、災害その他の理由により協議会を招集することができない場合においては、前条の規定にかかわらず、書面その他の方法により議事を行うことができる。

(事務局)

第8条 市民会議の事務局は和泉市子育て健康部健康づくり推進室に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか市民会議に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附則 この要綱は平成13年9月16日から施行する。

附則 この要綱は平成19年4月 2日から施行する。

附則 この要綱は平成24年5月17日から施行する。

附則 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成31年4月16日から施行する。

附則 この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和3年1月8日から施行する。